

申請書「付属資料(1)評価計算で用いた部位の仕様」に記載した仕様(以下、申請時評価仕様という。)と同等以上の性能を有し、「住宅システム認証」の実施要項の記載または、下記の追加仕様の要件に適合する仕様は、申請時評価仕様と同等とみなすことができる。

上記内容で、同等とみなせないものについては、変更または新規申請となる。
また、同等とみなす判断は、申請者の責任において確認するもので、その判断については、当研究会は一切の責任を持たない。

〔追加仕様の判断基準〕

1) 建物の部位(開口部以外)性能が申請範囲内(同等)と判断できる基準。

以下の、(1)および(2)のどちらも満たす場合。

(1) 申請時評価仕様と部位の断面層構成が同じであること。

(2) 部位の断熱性能が、申請時評価仕様の値より高い性能であること。

申請時評価仕様におけるある部位の層の材料と同じ種類の材料(以下、同一材料という。)が(2)-1～(2)-2のいずれかに適合する場合は、(2)を満たしているとみなせる。

(2)-1 同一種類の断熱材で、熱伝導率(λ)の値が小さく、かつ、厚さが申請値同等か厚いものを用いる場合。

(2)-2 同一種類の断熱材で、熱抵抗(R)の値が大きく、かつ、厚さが申請値同等か厚いものを用いる場合。

(3) 防露仕様がイ. ロ. のいずれかに適合すること。

イ. 防湿層、防風層(断熱材と通気層の境界にある材料すべて)、及び断熱層(断熱材)の透湿性能(透湿抵抗)が申請時評価仕様と変わらないこと、又は結露防止において同等か安全側にある場合。

ロ. 品確法・性能表示制度の評価方法基準「5-1 断熱等性能等級」の等級 5～7における防露に関する仕様基準に適合する場合。

2) 開口部(窓)が申請範囲内と判断する基準。

以下の、(1)および(2)のどちらも満たす場合。

(1) 熱貫流率(U 値)が申請時評価仕様の値以下の場合。

(2) 日射熱取得率が申請時評価仕様の値以上であること。

なお、開閉方式、サッシ枠の種類、ガラスの種類は申請時評価仕様と同種であることは問わない。

3) 開口部(ドア)が申請範囲内と判断する基準。

(1) 熱貫流率(U 値)が申請時評価仕様の値以下の場合。